

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、改正後の金融商品取引法施行令第十九条の三の三の二第五項の規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

### （金融商品取引法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法第三十五条第三項の規定による届出をして、業として特定運用業務（改正後の金融商品取引法施行令第十五条の二十五第二号又は第三号に掲げる資産に対する投資として改正法第二条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の信託財産の運用の指図を行い、又は同条第十三項に規定する登録投資法人の資産の運用を行う業務をいう。以下同じ。）を行っている者は、施行の日において当該特定運用業務につき改正法第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関

する法律第二百二十三條の三第一項の規定により読み替えて適用する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」という。）第三十五條第四項の承認を受けたものとみなす。

この場合において、新金融商品取引法第五十七條第三項の規定は適用しない。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第三條 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條中金融商品取引法施行令第十九條の三の改正規定を次のように改める。

第十九條の三に次の一項を加える。

6 第四條の四第三項の規定は、第一項第三号及び第二項から第四項までの場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、同條第三項中「第四百十七條第一項又は第四百十八條第一項（これらの規定を同法第二百二十八條第一項、第二百三十五條第一項、第二百三十九條第一項及び第二百七十六條（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を

含む。」とあるのは「第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。